

移動等円滑化取組計画書

令和元年12月

北海道旅客鉄道株式会社

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、令和元年度につきまして、以下のとおり計画します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項

①旅客施設の整備について

当社では、乗降数3,000人以上/日の駅は46駅あり、うち40駅については段差解消1ルート整備済みです。

段差解消未整備である6駅につきまして、南千歳駅は令和元年度内に整備完了予定、南小樽駅及び北海道医療大学駅は令和2年度内に整備完了予定、島松駅は令和3年度内に整備完了予定とし、計画を進めております。篠路駅については札幌市の都市計画事業として高架化が計画されており、高架化に伴い整備を行う予定です。上野幌駅につきましては、施工方法について検討中です。

なお、小樽駅、北広島駅、帯広駅につきましては段差解消済みですが、障害者対応型エスカレーターによる段差解消（小樽駅）、改札外エレベーターによる段差解消（北広島駅、帯広駅）となっており、移動等円滑化基準第4条に適合していない状況です。北広島駅については令和5年の北海道ボールパーク開業にあわせ整備を計画しております。小樽駅及び帯広駅については、段差解消未整備である6駅の整備後に検討を行います。

②車両の整備について

老朽化した車両をバリアフリー化された車両に順次更新します。

H100形一般気動車を、令和3年度末までに75両導入、261系特急気動車を、令和4年度末までに50両導入する予定です。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

①車いすをご利用のお客様は、駅係員による乗降介助を行っていますが、駅係員不在の時間帯や、無人駅ではご利用しづらい現状があります。事前に各駅の情報をお客様が取得できるようにするなど、よりご利用しやすい環境作りに努めます。

②障害をお持ちの方の介助方法や、障害者差別解消法の理解深度化など、社員の教育を継続して実施します。

③ホームから線路への転落防止など、障害をお持ちの方の安全を確保する体制づくりを継続します。

II 移動等円滑化に関する措置

①旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

旅客施設につきまして、あいの里公園駅は、相対式2面2線のホームを結ぶこ線橋にエレベーターを2基設置し、かつ、駅舎側のエレベーターを駅舎フロア階に接続させます。また、駅舎と駅前広場を結ぶスロープを新設します。(令和元年11月完成済)

南千歳駅は、島式2面4線のホームから橋上駅舎を結ぶエレベータを2基設置します。(令和2年3月完成予定)

車両につきまして、H100形一般気動車を令和元年度内に15両導入します。また、261系特急気動車を令和元年度内に20両導入します。

②高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

ホームから線路への転落等を防止するなど、列車をご利用の際の安全確保を目的に、お手伝いを必要とされるお客様への呼びかけ放送を実施します。

③高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

当社ホームページからリンク先として掲載している「らくらくおでかけネット」に、各有人駅の駅係員による乗降介助可能時間を公開します。(令和元年5月実施済)

④移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

過去より駅係員向けに実施している接遇講習会において、令和元年度より、国土交通省が定める「接遇ガイドライン」に沿った内容とします。また、上記接遇講習会において、障害をお持ちの当事者による講話、実技研修を行います。(令和元年10月実施済)

III 移動等円滑化の促進のためIIと併せて講ずべき措置

ハード・ソフトそれぞれに対する取組、進捗状況を確認するため、バリアフリーに関する会議を定期的に開催し、社として推進体制を構築します。

また、障害をお持ちの方の移動のプロセスを関係者全体で作りに上げていくため、自治体や他の交通事業者、商業施設、障害をお持ちの方々との情報交換を行います。

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策につきまして、変更となる内容はあります。

V その他計画に関連する事項

I「中期的な対応方針」及びII④「教育訓練」に記載している事項につきましては、当社の「中期経営計画2023」の記載事項です。

以上